



高知県地域防災計画

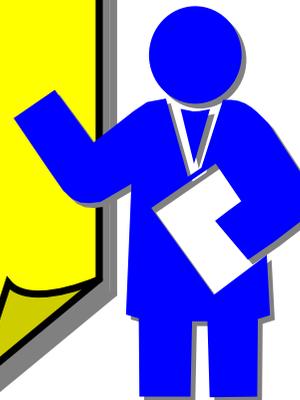
平成18年7月24日(月)

第3回南海地震条例づくり検討会

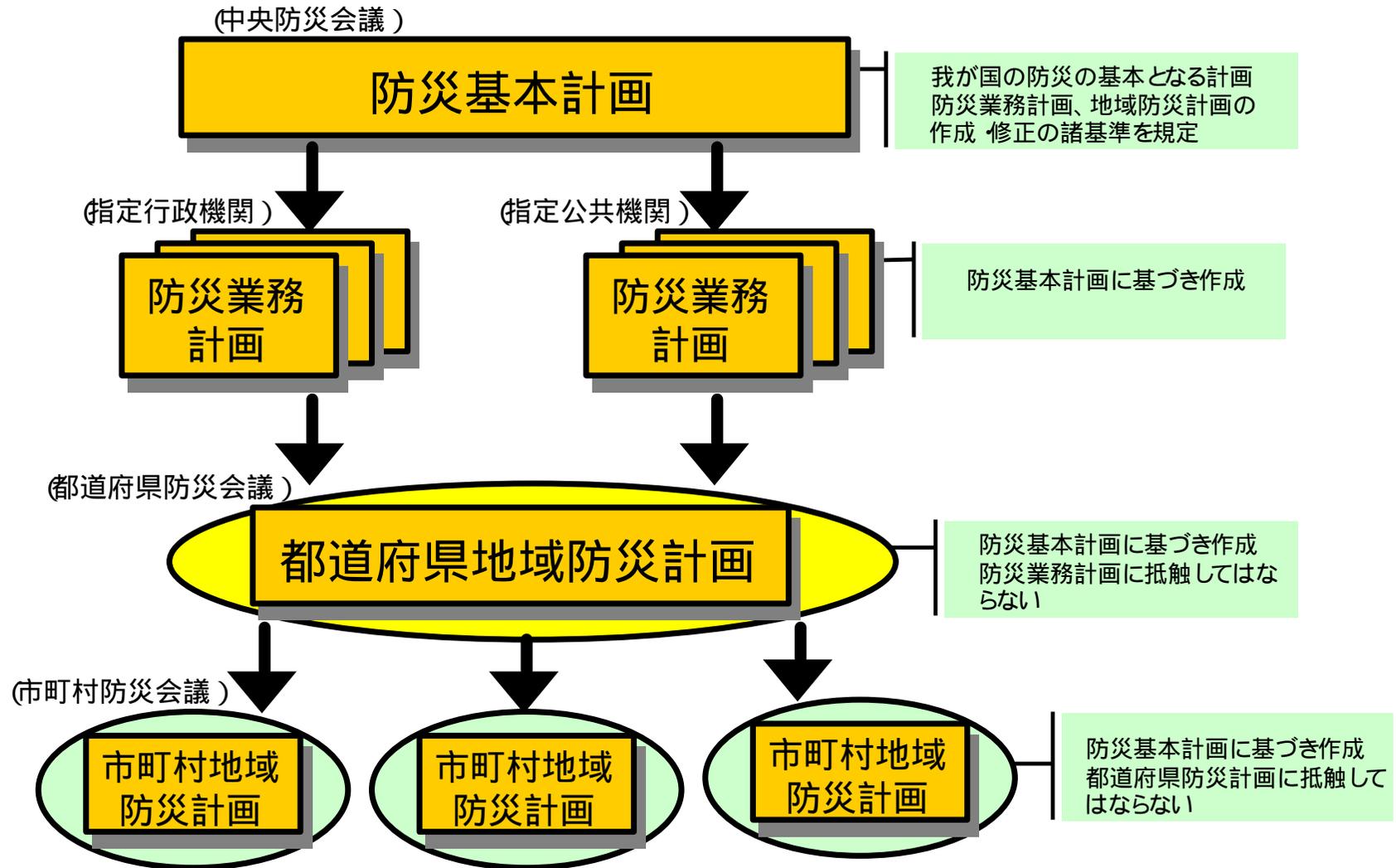
高知県危機管理課

目次

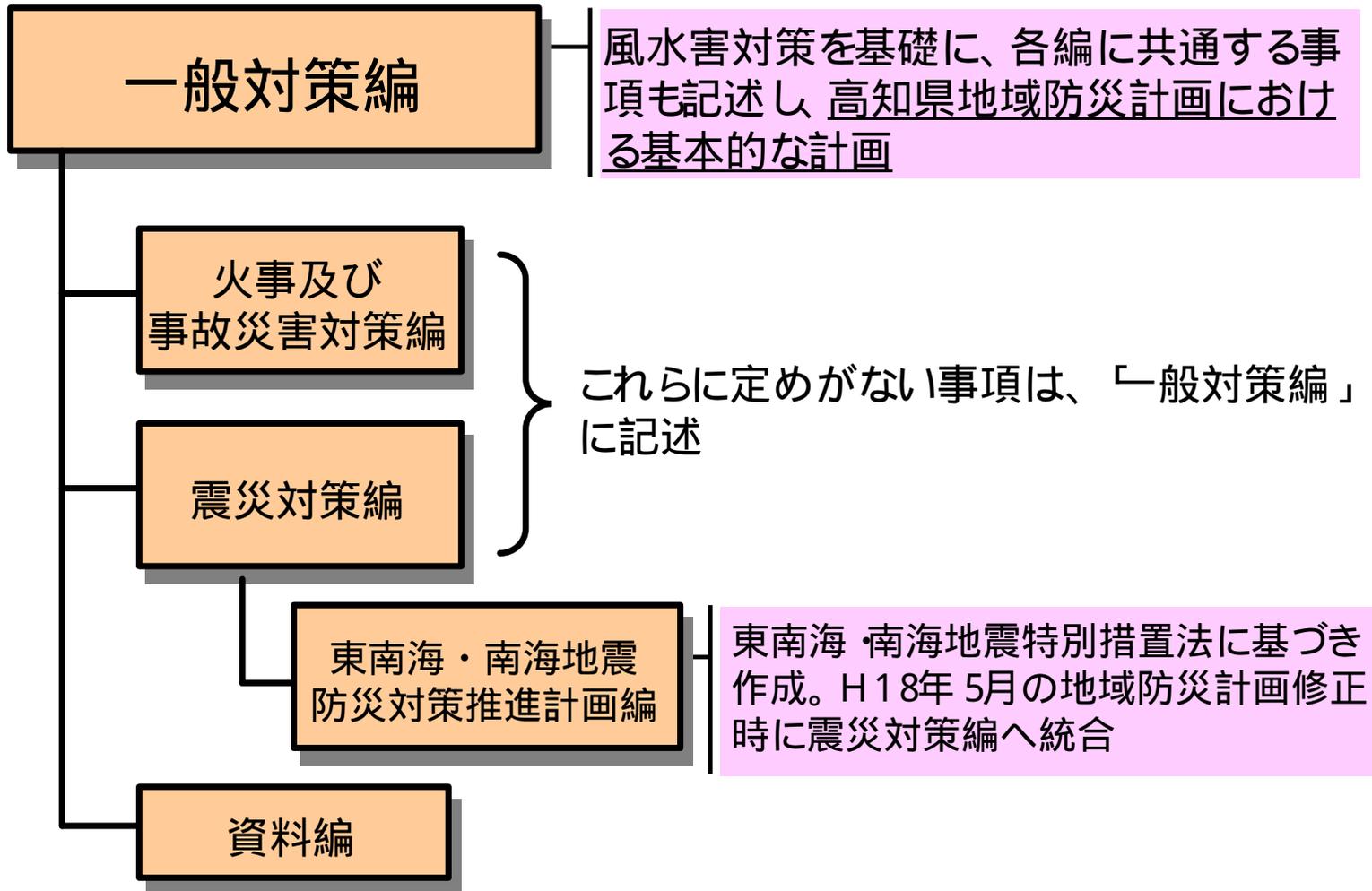
- 1 そもそも、防災計画とは・・・
- 2 高知県地域防災計画の構成
- 3 高知県地域防災計画の修正
- 4 高知県防災会議とは・・・ (💡 参考 非常災害時の対応)
- 5 防災関係機関とは・・・
- 6 震災対策編の構成
- 7 計画で重点を置くべき事項
- 8 住民、事業者の責務
- 9 災害予防対策 (その1)
- 10 災害予防対策 (その2) (💡 参考 地震防災戦略、地域目標)
- 11 津波災害予防対策
- 12 建築物等の災害予防対策
- 13 避難対策
- 14 公共土木施設等の災害予防対策
- 15 地域への救援活動
- 16 地震発災直後の初動体制
- 17 高知県災害対策本部とは・・・
- 18 活動体制の拡大
- 19 災害復旧・復興対策
- 20 復興計画の進め方
- 21 被災者等の生活再建等の支援



1. そもそも 防災計画とは・・・



2. 高知県地域防災計画の構成



3. 高知県地域防災計画の修正

- S38年度 計画作成
- S39年度 修正
- S44年度 修正
- S52年度 修正
- S54年度 修正
- S57年度 修正
- S63年度 修正
- H 6年度 修正（震災対策編」作成）
- H 8年度 震災対策編修正
- H15年度 震災対策編修正
- H16年度 東南海・南海地震防災対策推進計画編作成
（震災対策編の別冊として）
- H18年度 震災対策編修正（東南海・南海地震防災対策
推進計画編を統合）

（ 吹災及び事故災害対策編」はH15年度修正時に作成）

地域防災計画は、
毎年度検討を加え、
必要があると認め
るときは、修正を
加えます。



4 .高知県防災会議とは・・・

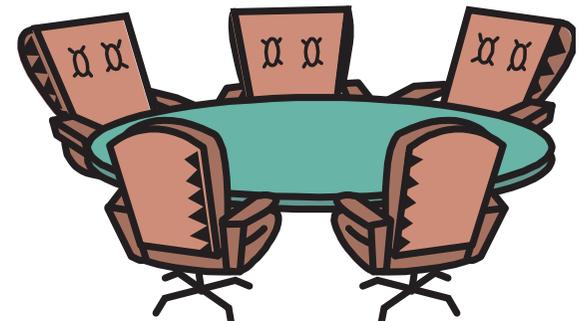
設置

災害対策基本法第14条に基づく設置

知事を会長とし、防災関係機関等の委員により構成

所掌事務

- 1 .高知県地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- 2 .県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- 3 .県の地域に災害が発生した場合において、災害応急対策及び災害復旧に関し、県、市町村及び防災関係機関の連絡調整を図ること
- 4 .非常災害に関し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること
- 5 .1～4までに掲げるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務



5. 防災関係機関とは・・・

指定地方行政機関

四国管区警察局
四国財務局高知財務事務局
四国厚生支局
中国四国農政局
中国四国農政局高知農政事務所
四国森林管理局
四国経済産業局

中国四国産業保安監督部四国支部
四国運輸局高知運輸支局
大阪航空局高知空港事務所
高知海上保安部
高知地方气象台
四国総合通信局
高知労働局
四国地方整備局

自衛隊

指定公共機関

西日本電信電話(株)
(株)NTTドコモ四国
日本郵政公社
日本銀行
日本赤十字社
日本放送協会
西日本高速道路(株)
四国旅客鉄道(株)
四国電力(株)
KDDI(株)高松テクニカルセンター

指定地方公共機関

四国ガス(株)
(社)高知県エルピーガス協会
(株)高知放送
(株)テレビ高知
高知さんさんテレビ(株)
(株)エフエム高知
土佐くろしお鉄道(株)
土佐電気鉄道(株)
(社)高知県バス協会
(社)高知県トラック協会
(社)高知県医師会



(参考)非常災害時の対応

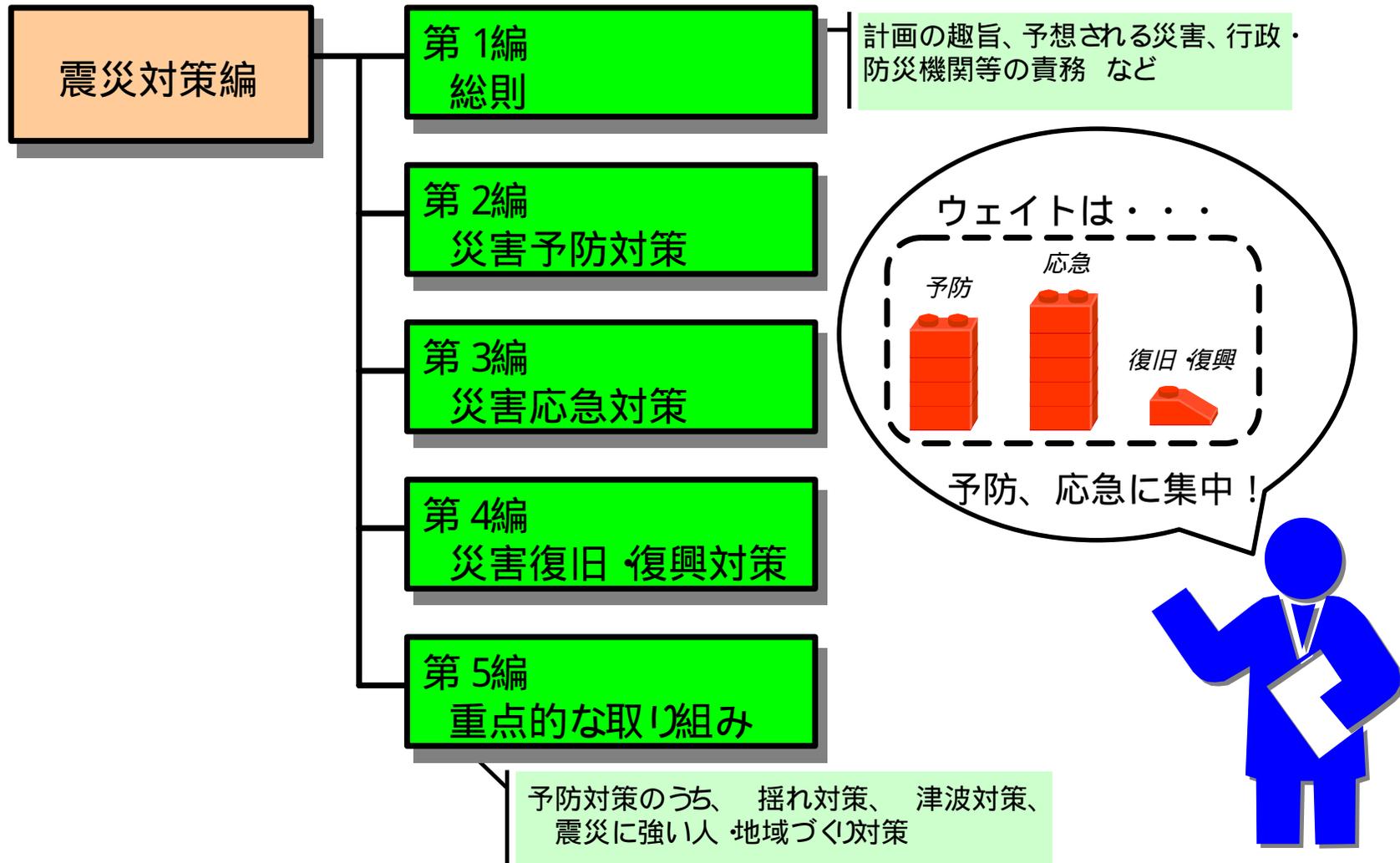
非常災害とは・・・

大規模な災害であって、都道府県の段階では十分な災害対策を講ずることができないような災害

非常災害時の対応

国において、「非常災害対策本部」を設置
さらに甚大な災害な場合は、「緊急災害対策本部」を設置。南海地震発生時は、「緊急災害対策本部」の設置が想定。

6. 震災対策編の構成



7. 計画で重点を置くべき事項

「**生命の安全確保**」を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難対策、人づくり・地域づくり対策について、ソフト対策を優先しながら、ソフト対策を補完するものとして効果的なハード対策を推進し、減災に向けた施策の一層の充実を図る。

過去の経験から、東海地震や東南海地震との同時又は時間差での発生の可能性も考慮し、被害の広域性や地域の孤立などを踏まえた対策も推進。



8. 住民、事業者の責務

住民の責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本。
住民はその自覚を持ち、平常時より地震に対する備えを心がけるとともに、地震発生時には災害時要援護者とともに早めに避難をするよう行動。
地震発生時には、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力に努める。

事業者の責務

事業者は、地震時に果たす役割を十分認識し、地震時に重要業務を継続するための業務継続計画 (BCP) の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直しなど防災活動の推進に努める。

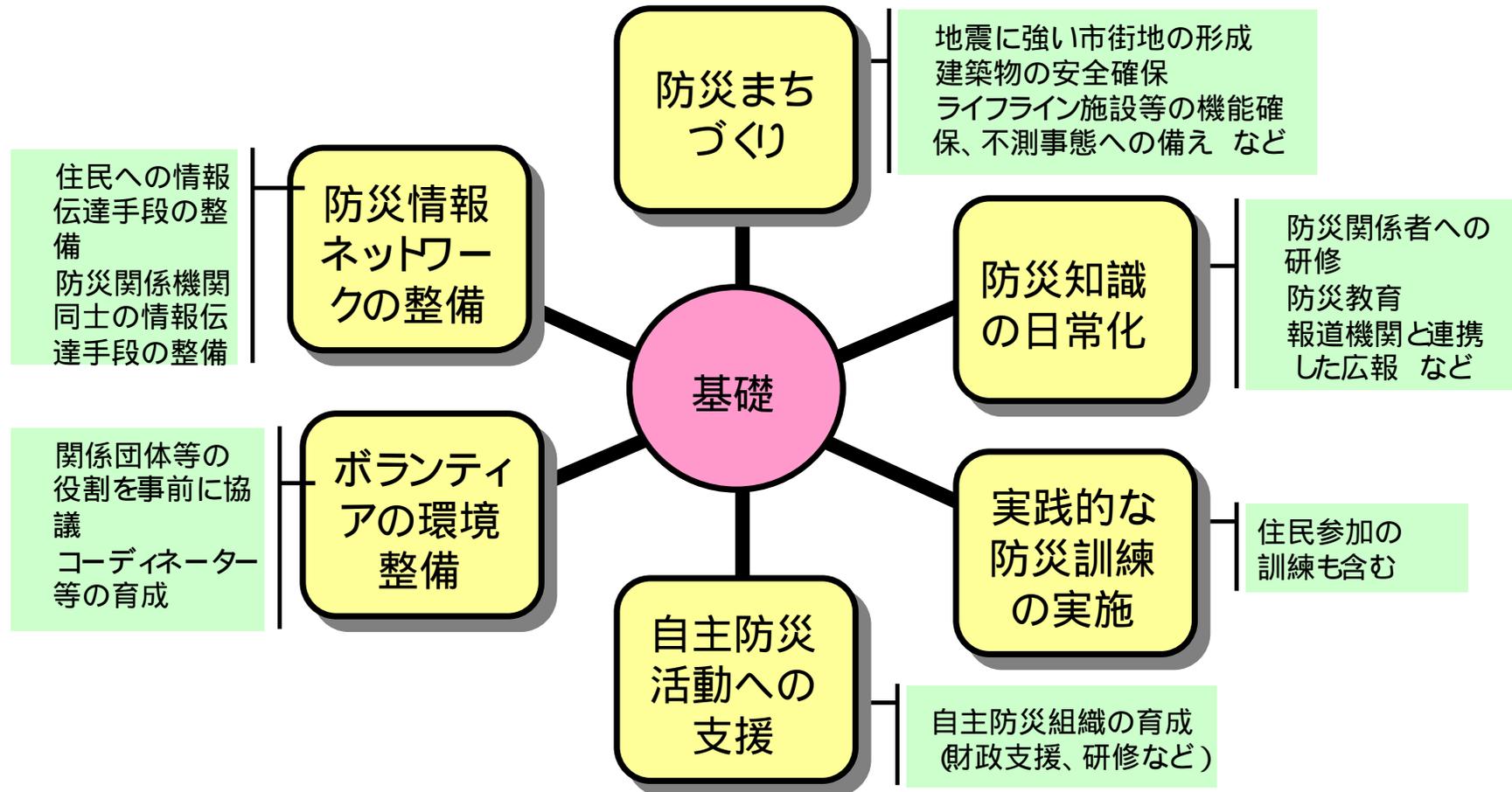
- * 地震時に果たす役割
- ・従業員や利用者等の安全確保
 - ・事業の継続
 - ・地域への貢献・地域との共生
 - ・二次被害の防止

地域防災計画は、行政、防災関係機関の責務だけでなく、本県における防災対策の基本となる計画として、住民、事業者の責務も明らかにしています！



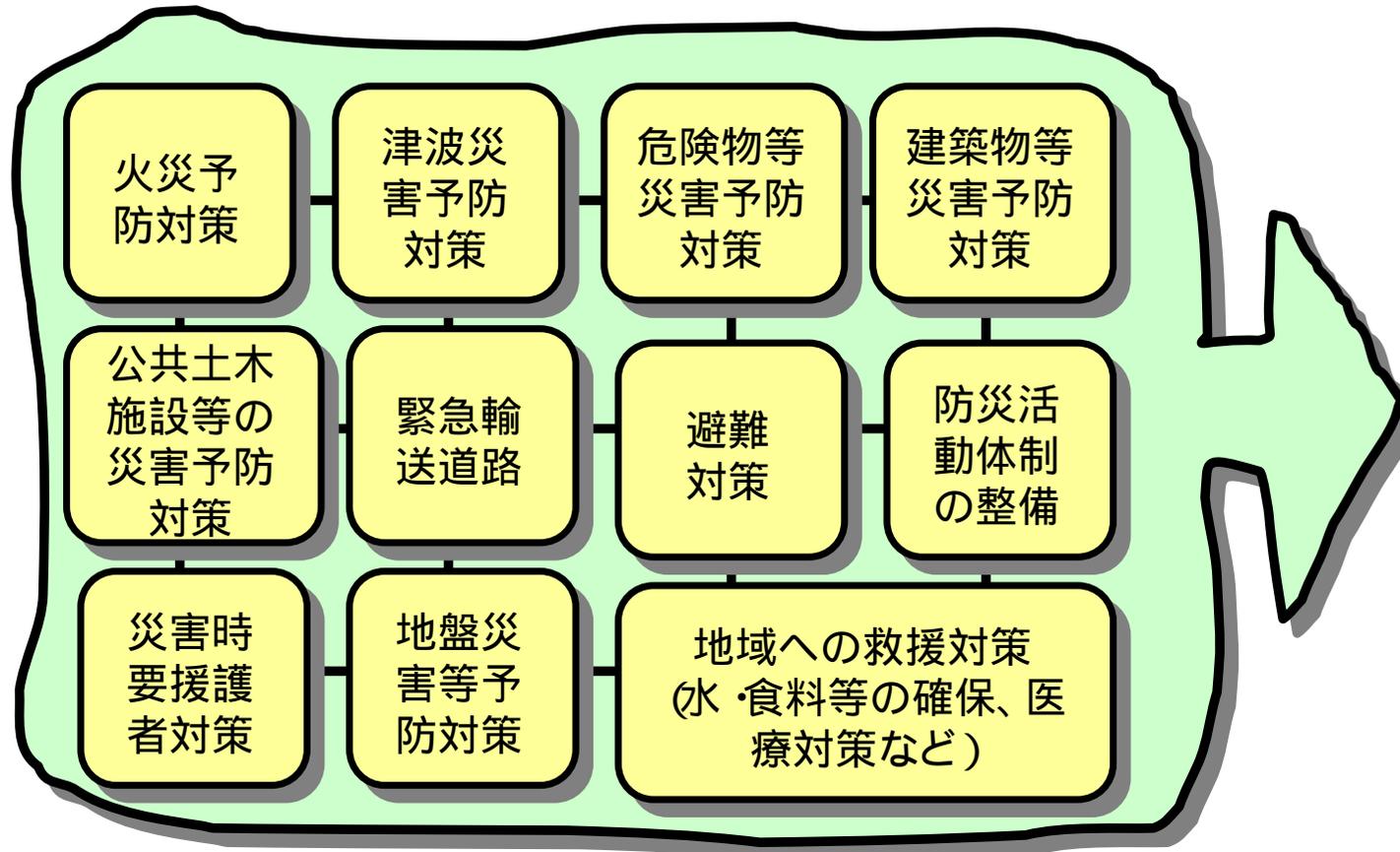
9. 災害予防対策 (その1)

まずは、地域防災体制を確立します。
これは、災害予防対策を進める上での基礎となる事項です。



10. 災害予防対策 (その2)

各分野の予防対策の方向性を明らかにし、計画的に実施
地震被害の大幅な軽減につながる対策については、数値目
標等（地域目標）を策定

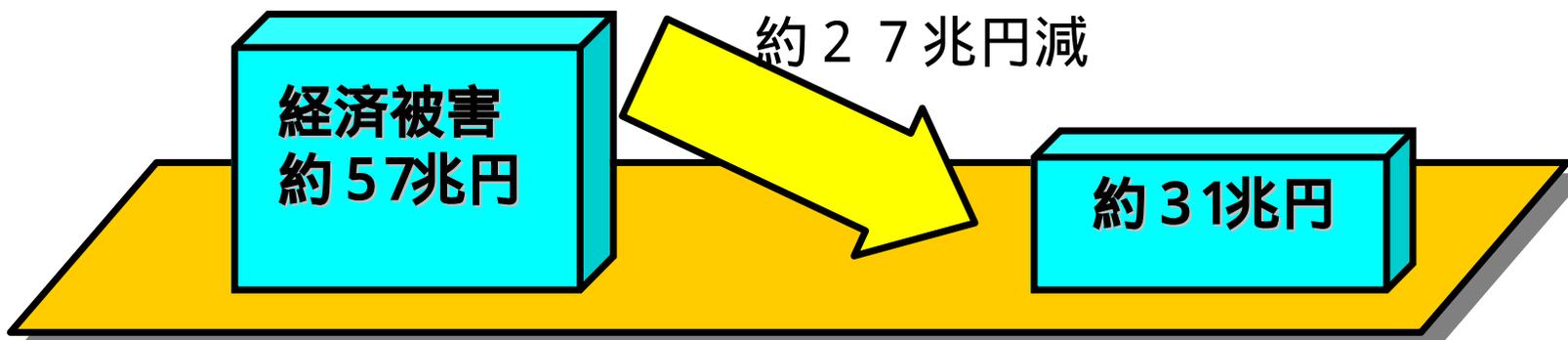
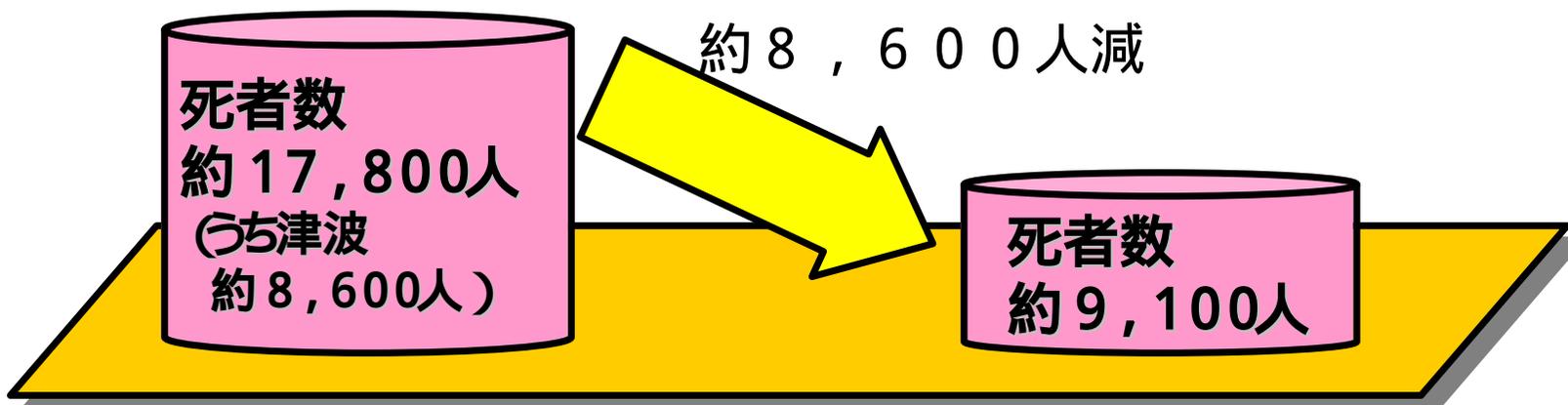


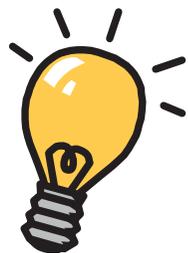
南海地震に備える



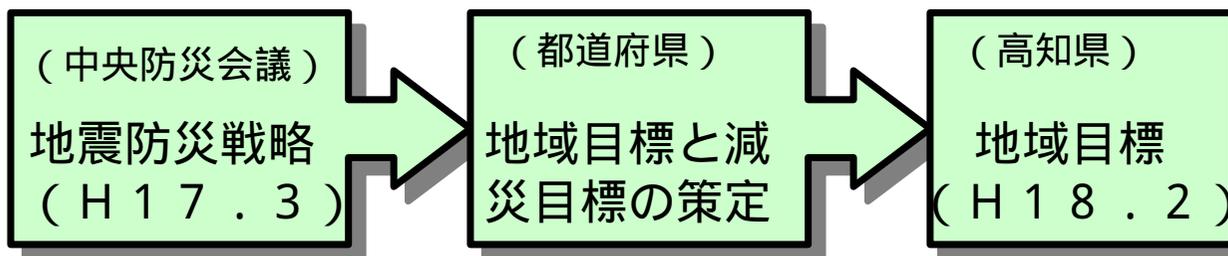
(参考) 東南海・南海地震の地震防災戦略

今後10年間で死者数、経済被害額を半減します！！！！
(H17.3中央防災会議決定)

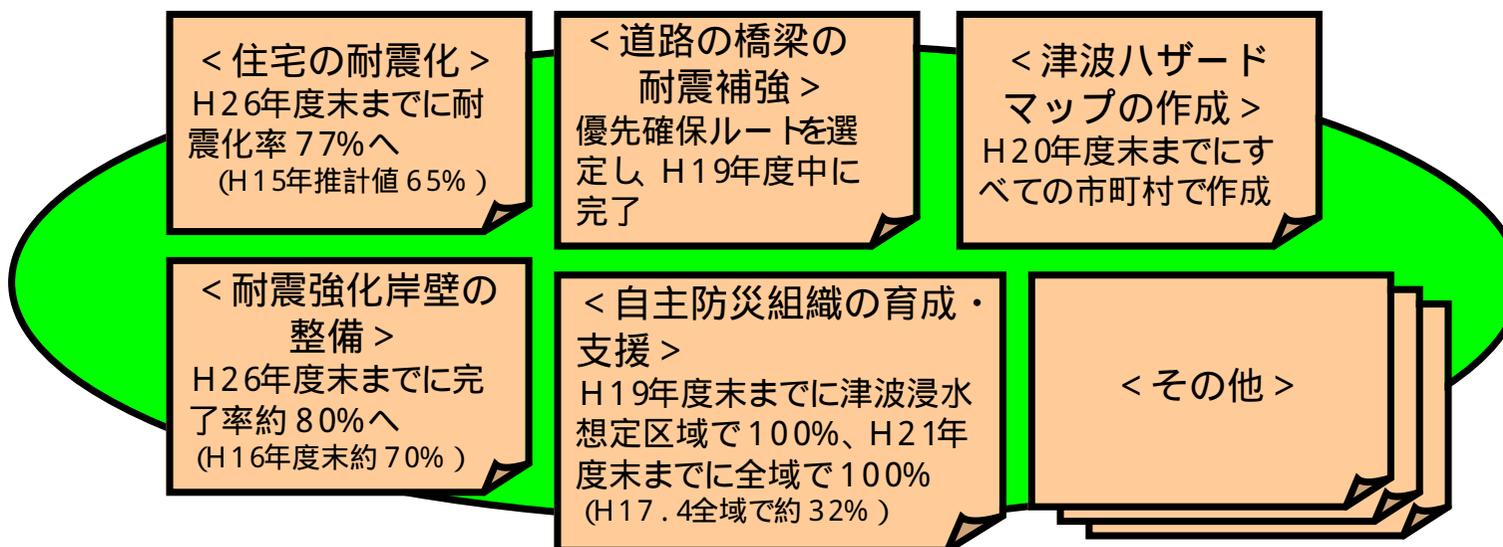




(参考) 高知県における地域目標



地域目標の内容は・・・全17項目を規定



南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組み (H18年度版) (H18.2高知県南海地震対策推進本部)

11.津波災害予防対策

津波から「逃げる」ための避難対策（ソフト）を優先し、津波の進入を「防ぐ」対策（ハード）を補完的に進めます

市町村の津波避難計画

高知県津波避難計画作成指針」に基づき地域ごとに作成
地域の総合的な(ソフト・ハード)な計画

住民の津波避難計画

市町村が作成する津波避難計画に基づき、住民自らが作成
災害時要援護者対策を含む

事業者の津波避難計画

津波により1m以上の浸水が予想される地域にある事業者が作成する津波からの円滑な避難の確保に関する計画

住民等避難のための
消防機関等の活動

道路、海上、航空、
鉄道等施設における対策

港湾内での船舶等の
安全確保

12. 建築物等の災害予防対策

強い揺れによる建物の倒壊、タンス、食器棚などの家具等の転倒から身を守るための取り組みを進めます

建物の倒壊から身を守る

個人住宅の耐震化
公共建築物の耐震化
民間建築物の耐震化への支援

家具等の転倒から身を守る

個人住宅の家具転倒防止策の普及啓発
公共的建築物の書棚・器具等の転倒防止

揺れを感じたときの行動を身につける

身を守る行動指針を定め、普及啓発
家庭での防災用品等の備え
自主防災活動に必要な資機材の整備支援

火災による被害をおさえる

密集住宅市街地の改善

13. 避難対策

地震発生後の火災、津波や2次被害からの避難を事前に対策
災害時要援護者の適切な誘導

一時的な避難
(緊急避難場所)

- <市町村、地域住民>
避難の原因(津波、土砂崩れ等)に応じた
緊急避難場所を、住民とともに地域で選定。
- <市町村>
誘導案内や避難場所の標識を設置
広報誌や防災マップで緊急避難所や経路
の周知

長期的な避難

- <市町村>
被災住民が一定期間避難生活ができる場
所を指定
避難場所の運営方法を定める
避難生活に必要な資機材等の確保
- <県、市町村>
災害時要援護者に配慮し、被災地以外の
地域にあるものを含め、ホテル等の借り上
げ等、多様な避難場所の確保

14. 公共土木施設等の災害予防対策

各施設の管理者は、地震動・津波による人的被害の軽減、緊急的な応急対策を実施するための機能の確保を図ります

河川施設対策

津波を防ぐ樋門など開口部の対策

道路施設対策

道路、橋梁の耐震化など

海岸保全施設

津波を防ぐ水門の整備など

港湾施設対策

津波防波堤の建設、耐震強化岸壁の整備など

漁港施設対策

防災拠点漁港の整備など

空港施設対策

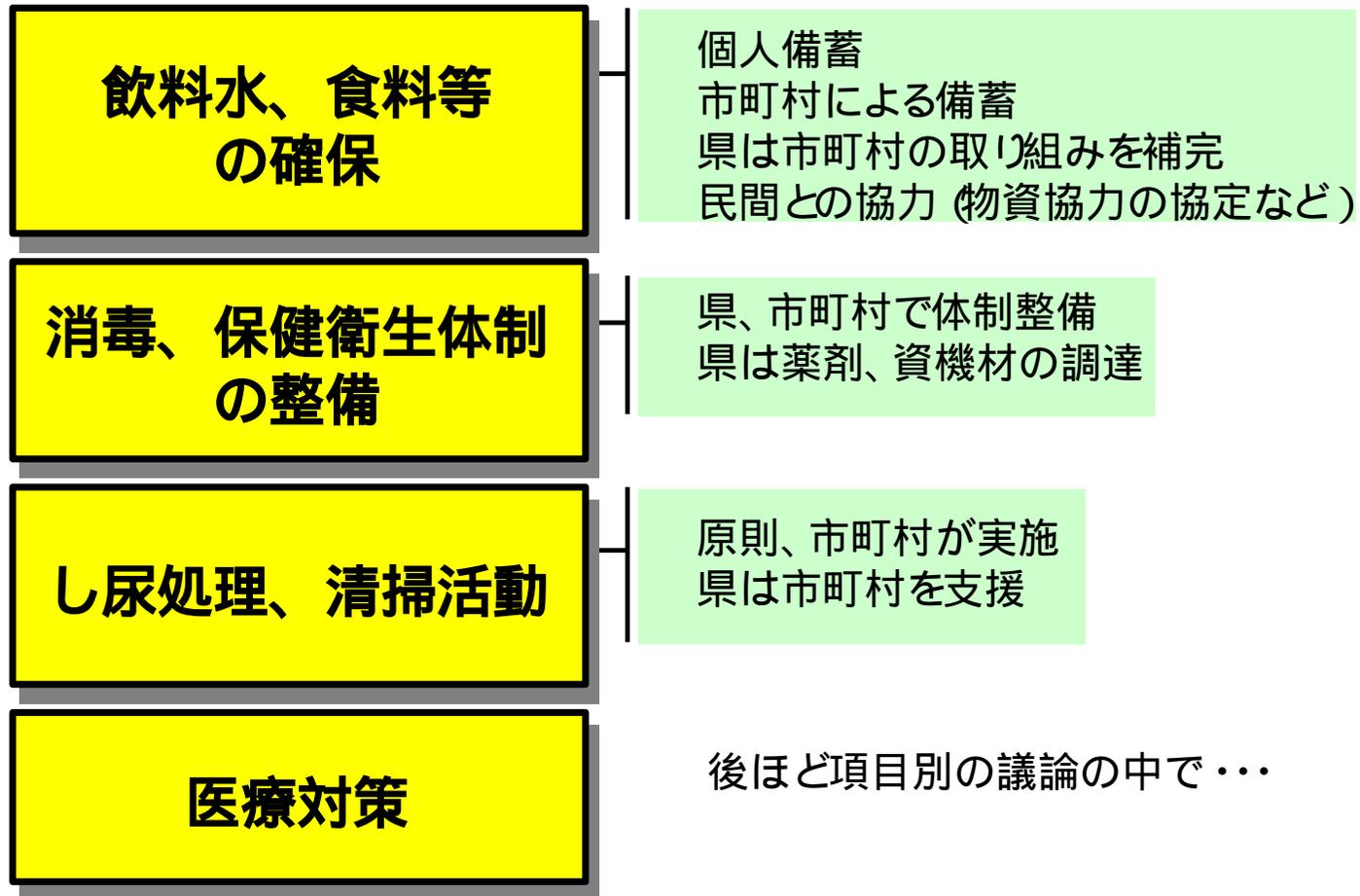
鉄道施設対策

都市公園施設対策

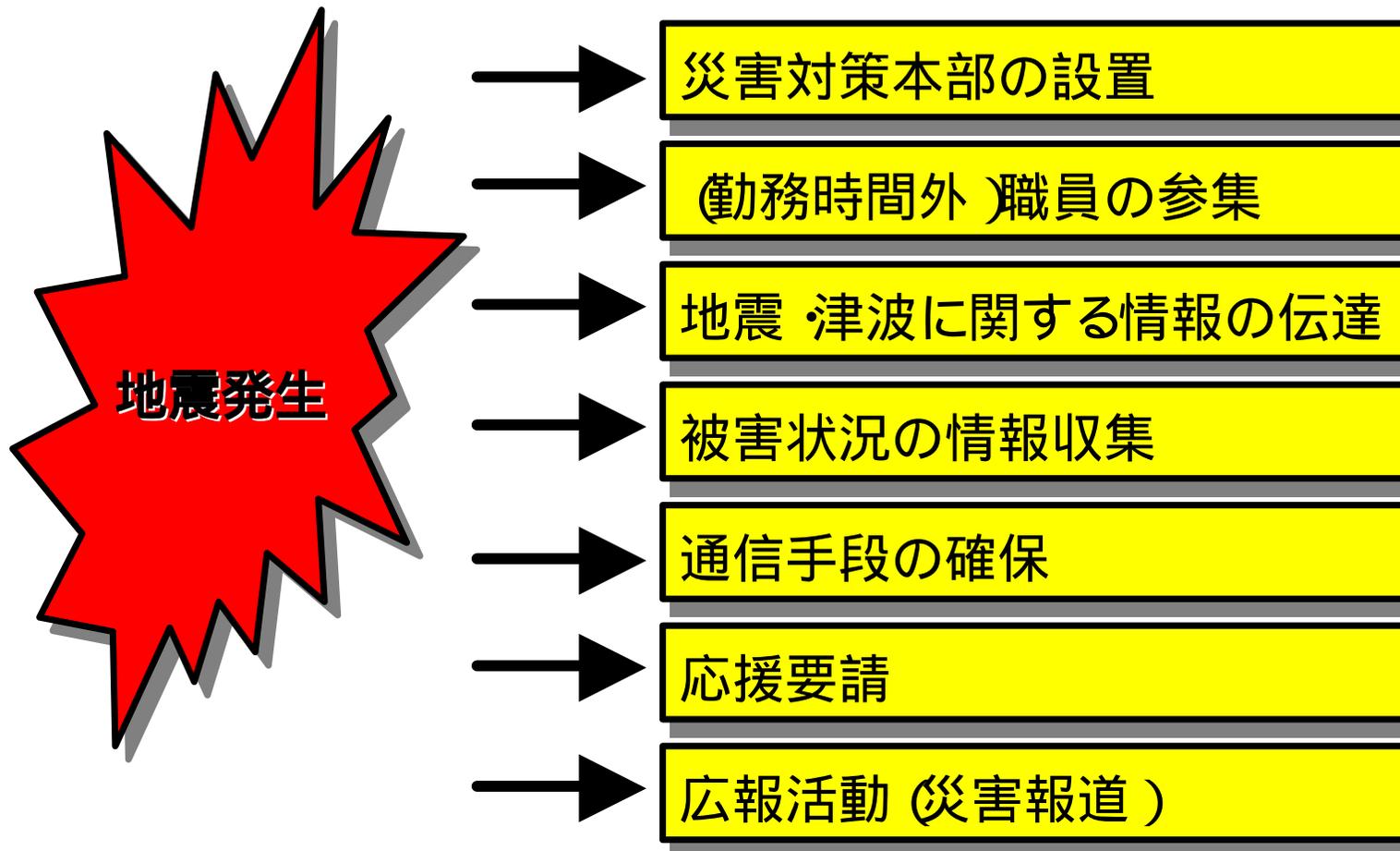
避難場所の確保など

15. 地域への救援対策

地震発生直後に緊急的に必要な物資の確保を図ります
高知県災害医療救護計画に基づく医療活動体制を整備します



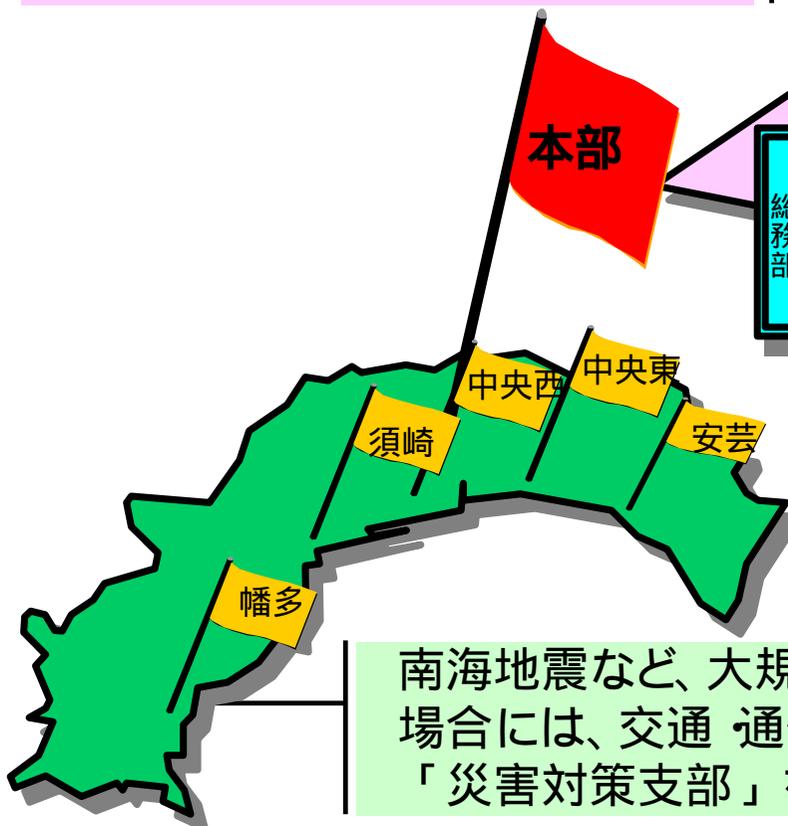
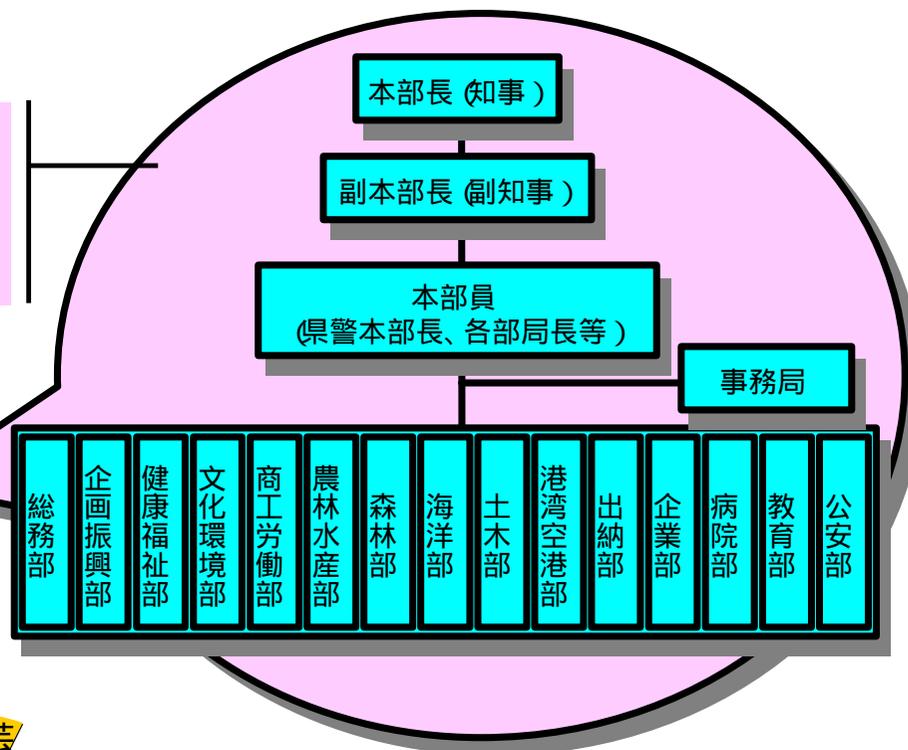
16.地震発生直後の初動体制



(県では・・・)あらかじめ、アクションプログラム(実践的応急活動要領)の作成と訓練を通じた職員への周知徹底

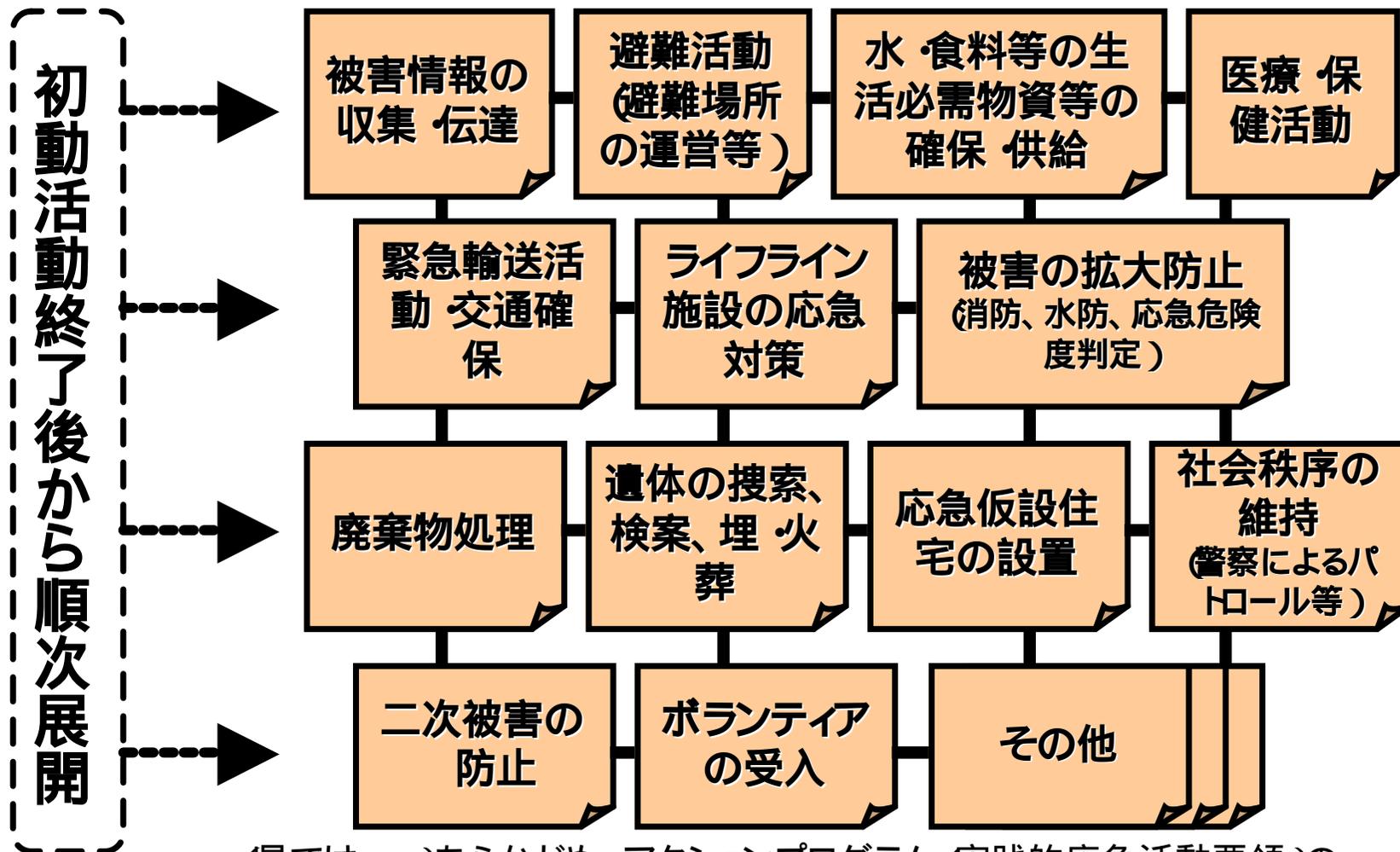
17. 高知県災害対策本部とは・・・

災害対策本部が設置された場合の各班 (基本的には現行の各課室) の業務は、あらかじめ明確に規定



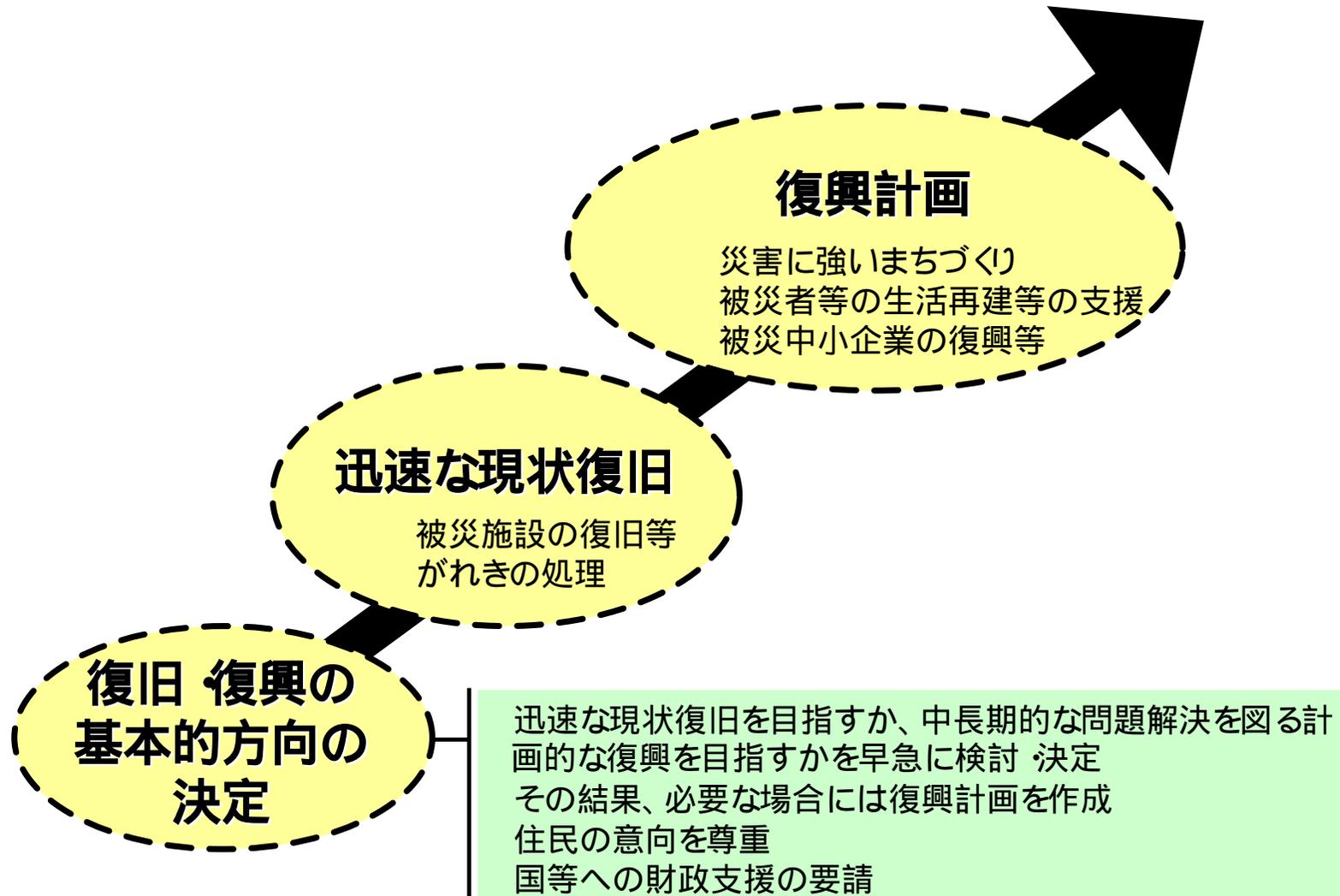
南海地震など、大規模な災害が発生した場合には、交通・通信網の遮断を想定し、「災害対策支部」を設置

18. 活動体制の拡大

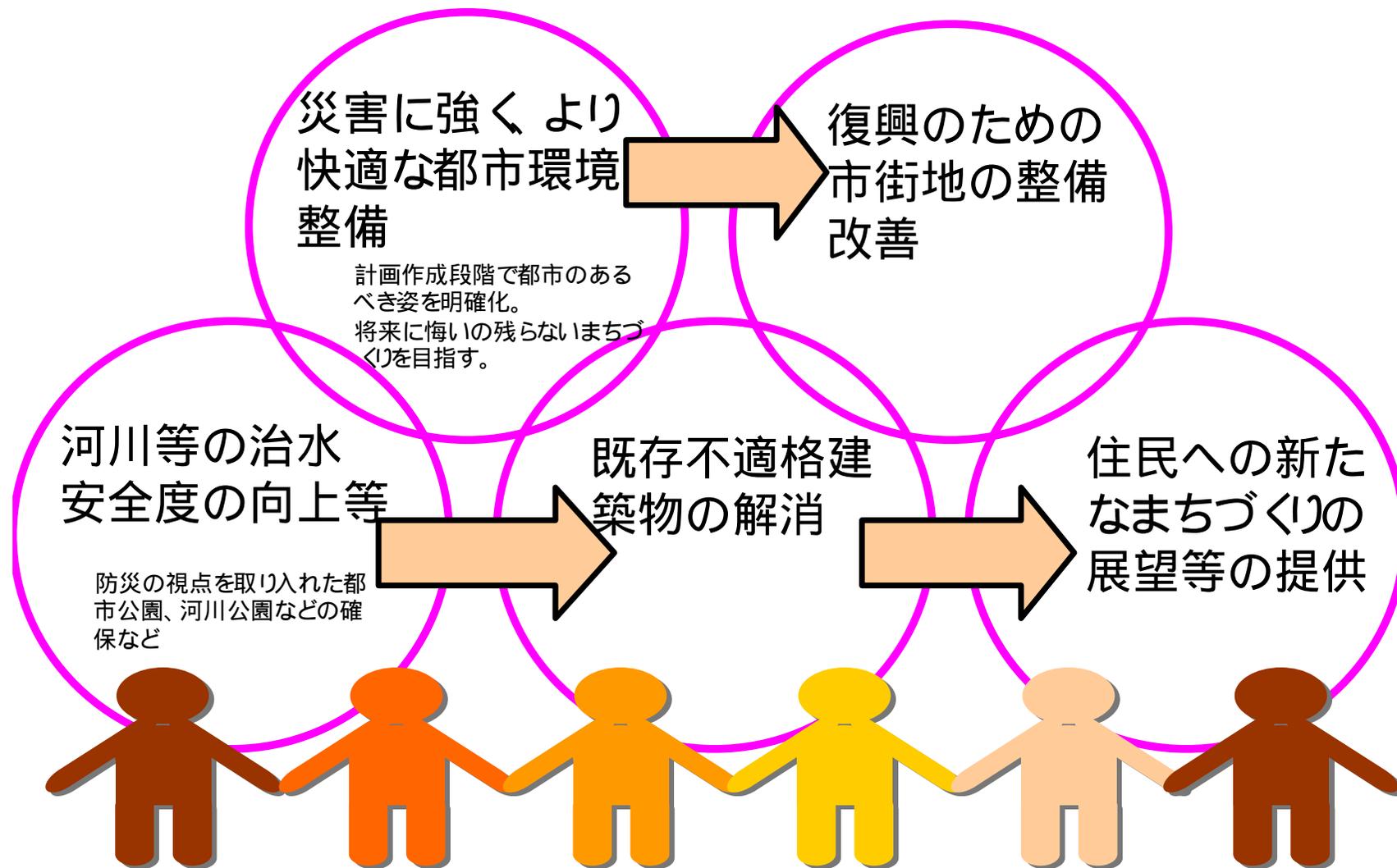


(県では・・・)あらかじめ、アクションプログラム (実践的応急活動要領) の作成と訓練を通じた職員への周知徹底

19. 災害復旧・復興対策



20. 復興計画の進め方



21.被災者等の生活再建等の支援

災害弔慰金等支給
被災者生活再建支
援金等の支給 等

税及び医療費等
負担の減免等

災害復興基金の
設立等の検討

生活再建に係る
各種広報、相談
窓口の設置

精神保健支援対
策 (相談所の設
置等)

住宅確保支援

